

加古川市性同一性障害者に対する国民健康保険資格確認書等の記載に関する要綱

平成 30 年 5 月 11 日 市民部長決定
令和 6 年 12 月 2 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、性同一性障害者から資格確認書等に記載する氏名及び性別の記載変更の申し出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における「性同一性障害者」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）第 2 条に規定する性同一性障害者をいう。

2 この要綱における「資格確認書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民健康保険資格確認書
- (2) 国民健康保険資格確認書（特別療養費）
- (3) 国民健康保険限度額適用認定証
- (4) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- (5) 国民健康保険特定疾病療養受療証

(記載変更の申出)

第 3 条 氏名の記載を変更した資格確認書等の交付を希望する者は、国民健康保険資格確認書等への通称名及び性別の記載に関する申出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類及び現在交付を受けている資格確認書等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 医師の診断書その他の性同一性障害を有することを確認できるもの
- (2) 通称名が社会生活上日常的に用いられていることを確認できる

もの

2 性別の記載を変更した資格確認書等の交付を希望する者は、前項の申出書に現在交付を受けている資格確認書等を添えて市長に提出しなければならない。

(資格確認書等の記載変更)

第4条 市長は、前条の規定による申出書の提出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により氏名又は性別の記載内容を変更した資格確認書等を、前条の規定による申出を行った者に交付する。

(1) 前条第1項の規定による申出があった場合 資格確認書等の表面の氏名欄に通称名を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載する。

(2) 前条第2項の規定による申出があった場合 資格確認書等の表面の性別欄に「裏面参照」と記載し、裏面に戸籍上の性別を記載する。

(申出の撤回)

第5条 第3条の規定による申出の撤回を希望する者は、同条第1項の申出書に前条の規定により交付を受けた資格確認書等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、前条の規定による記載内容の変更を行わなかった場合に記載すべき氏名及び性別を記載した資格確認書等を、前項の規定による申出を行った者に交付する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

附 則 (令和6年12月2日 加保第2712号)

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。